

## 松戸市犯罪ゼロのまちづくり推進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民及び事業者の防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進を図るとともに、市民及び事業者と市が相互に連携協力して犯罪ゼロのまちづくりのための協力体制を構築し、もって市民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

### (市民の協力事項)

第2条 市民（防犯に関する活動団体を含む。以下同じ。）は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、自ら防犯上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する防犯対策に協力するものとする。

### (事業者の協力事項)

第3条 事業者は、その事業に関し、犯罪の防止に必要な措置を講ずるとともに、自ら防犯上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、地域における市民の防犯活動に積極的に協力するものとする。

### (市の取組み方針)

第4条 市は、犯罪ゼロのまちづくりを推進するため、防犯意識向上の啓発活動、安全な生活環境の整備その他の総合的防犯対策の実施に努めるものとする。

2 市は、前項の対策の実施に当たっては、本市の区域を管轄する警察署その他の関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るとともに、必要があると認めるときは、協力を要請するものとする。

### (防犯対策の実施)

第5条 市は、この要綱の目的を達成するため、次の各号に掲げる施策を実施する。

(1) 防犯意識の啓発に関すること。

(2) 自主防犯活動に対する指導及び助言並びに支援に関すること。

(3) その他目的達成に必要と認めること。

### (松戸市警防ネットワークの設置)

第6条 市民、事業者及び市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施し、地域における安全で安心して暮らせる犯罪ゼロのまちづくりを推進するため、松戸市警防ネットワーク（以下「警防ネット」という。）を設置する。

2 警防ネットの組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

### (表彰)

第7条 市長は、防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進に貢献した者を表彰することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(松戸市市民生活安全対策要綱の廃止)

2 松戸市市民生活安全対策要綱は、廃止する。